

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人レーザー技術総合研究所（以下「財団」という。）の定款第15条及び第31条の規定に基づき、理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第25条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者といい、前号の役員と併せて役員等という。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等は無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(附 則)

この規程は、令和2年7月2日から施行する。